

平成26年7月31日

各務原市介護保険サービス事業者協議会
居宅介護支援事業部会長
原田 英明 様

特別養護老人ホーム
優先入所検討審議会会長

各務原市内特別養護老人ホーム優先入所申込受付について

時下、益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。

さて、平成26年度第2回の各務原市内特別養護老人ホーム優先入所申込受付を行うこととなりました。

つきましては、ケアマネの方に周知していただきたく、居宅介護支援事業部会ホームページへ掲載をしていただきたくお願い申し上げます。

記

1. 受付期間 平成26年9月1日(月)～9月26日(金)まで
2. 提出場所 各務原市役所 高齢福祉課高齢福祉係
3. 提出物
 - ・特別養護老人ホーム優先入所申込書
 - ・入所申込調査票
 - ・サービス利用票(8月実績分・9月計画分)
 - ・入所希望者の介護保険被保険証(写)
4. 優先入所の対象者
 - ・特別養護老人ホーム入所申込書の提出済の方。
 - ・居宅先が介護施設(グループホーム等を含む)等の場合は、優先入所の対象としない。
 - ・小規模多機能居宅介護利用者は、在宅扱いとする。
 - ・入所申込調査票により算出した点数が原則80点以上の申込者とする。

●入院中については、以下の表のとおり、状況による。

状 況	優先申込	備 考
在宅介護→入院→退院→ 優先入所希望	できる	入院前のサービス利用票を 添付し、申込み
自立状態→入院→退院→ 優先入所希望	できない	一度在宅介護へ(サービス 利用票が作成できる期間、 最低2ヶ月)
在宅介護→入院→退院→ 在宅介護→優先入所希望	できる	入院前、もしくは退院後の サービス利用票を添付し、 申込み

[担当] 各務原市高齢福祉課

高齢福祉係 田中・栗本

TEL058-383-1779 (直通)